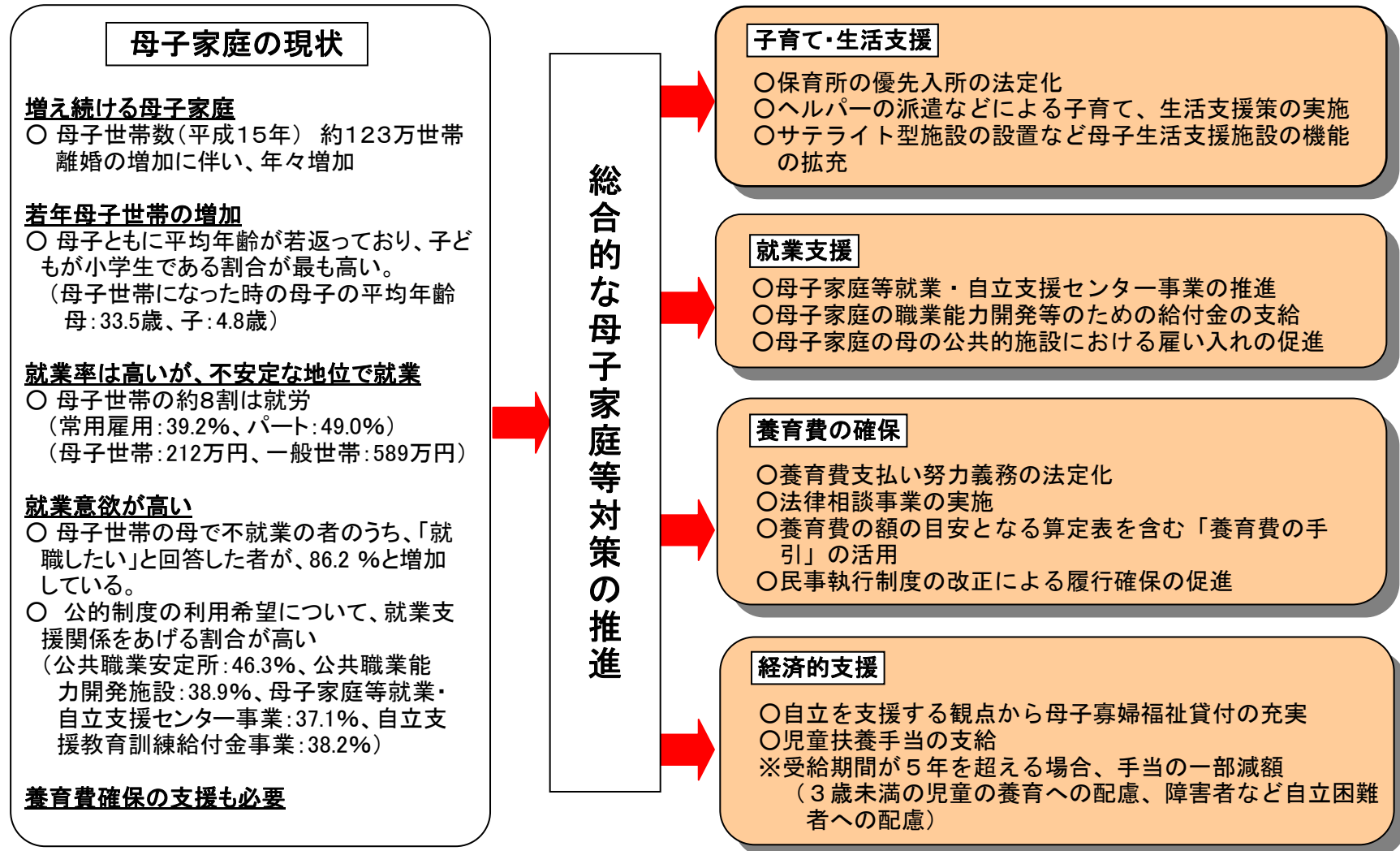


## 児童扶養手当をはじめとする母子家庭対策の課題

1	総合的な母子家庭対策	1
2	母子家庭の母に対する子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、 経済的支援の実施体制	2
3	児童扶養手当業務の概要	3
4	母子家庭の母に対する就業支援に関する取組み	4

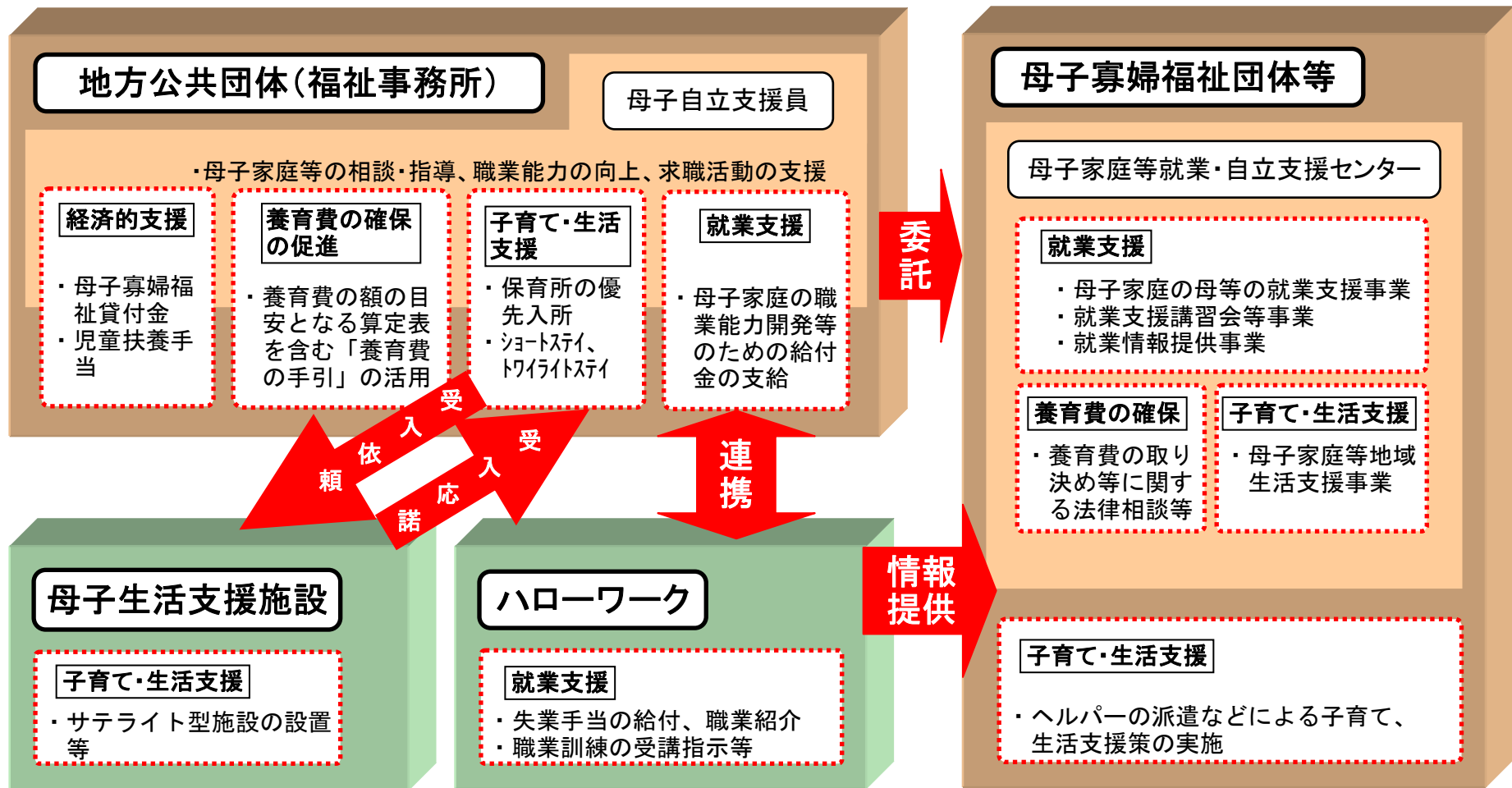
# 1 総合的な母子家庭対策

- ◇ 平成14年に母子寡婦福祉法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換。児童扶養手当については受給期間が5年を超える場合、一部減額（平成20年4月1日から）
- ◇ 母子家庭の特性やニーズを踏まえると、その自立を促進するためには、母子家庭の個々の状況に応じて、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を総合的に実施することが必要。



## 2 母子家庭の母に対する子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援の実施体制

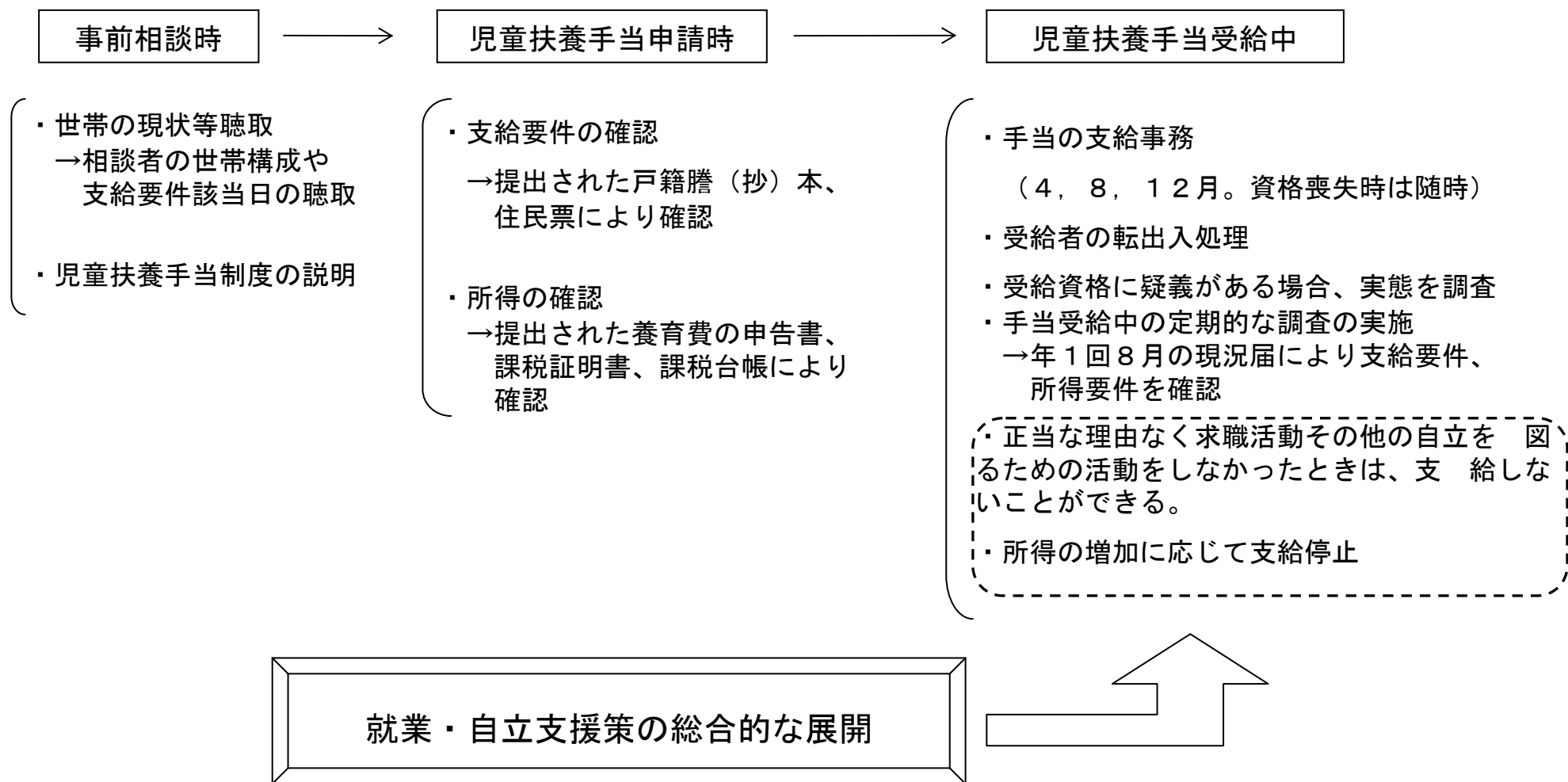
◇ 地方公共団体（福祉事務所）等においてこれらの施策を実施しているが、個々の母子家庭の状況に応じ、必要な施策を適切に組み合わせて提供するなど有機的な連携を十分に図っていくことが課題。生活全般を支援する福祉部局において、地域の実情に応じた工夫をしつつ、個々の母子家庭に対し提供するサービスの総合的なコーディネートが不可欠。



### 3 児童扶養手当業務の概要

◇ 就業支援等、他の自立支援策との有機的な連携が必要。

#### 【標準的なケース】



#### 4 母子家庭の母に対する就業支援に関する取組み

◇母子家庭等就業・自立支援センター事業を始め、就業支援事業が制度として定着する一方で、地方公共団体の取組みについては精粗がみられる。

##### 母子家庭等就業・自立支援センター事業

###### <センター事業の実施率>

- 都道府県 100.0%
- 指定都市 92.3%
- 中核市 60.0%

###### <優良事例(長野県)>

###### ○就業相談の状況(H16.4.1~H16.12.31)

相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ人数)		
	総数	常勤	非常勤 パート
4721件	310人	188人	122人

###### ○行政機関等への就業実績(H16.4.1~H16.12.31)

	総数 (延べ人数)	国	地方公共団体	関係団体
常勤	6人	1人	2人	3人
非常勤	9人	1人	7人	1人

###### ○ハローワークとの連携状況

- ・ハローワークより業務月報、週間求人情報、求人公開カードの提供。
- ・定期的(週1~2回)な連絡調整。
- ・ハローワーク主催の求人求職の講座や検討会議等に参加。
- ・求職登録者とハローワークへの同行及び担当者との相談、求職活動。

###### <就業相談による就業実績の分布>

就業実績	201人~	1カ所(1.3%)
	101人~200人	4カ所(5.0%)
	1人~100人	54カ所(67.5%)
	0人	21カ所(26.3%)

##### 母子家庭自立支援給付金事業実施率

###### <自立支援教育訓練給付金事業の実施率>

- 都道府県 95.7%
- 指定都市 53.8%
- 中核市 68.6%
- 一般市等 36.0%

###### <高等技能訓練促進費事業の実施率>

- 都道府県 78.7%
- 指定都市 38.5%
- 中核市 68.6%
- 一般市等 26.6%

###### <常用雇用転換奨励金事業の実施率>

- 都道府県 61.7%
- 指定都市 23.1%
- 中核市 31.4%
- 一般市等 17.9%

##### 母子自立支援員

###### <母子自立支援員の配置>

- 都道府県 100.0%
  - 指定都市 100.0%
  - 中核市 100.0%
  - 一般市等 46.2%
- (未設置率 46.9%)
- 1福祉事務所当たりに換算した配置人員の分布
- 3人以上 12.6%
  - 2人以上~3人未満 16.8%
  - 1人以上~2人未満 51.6%
  - 1人未満 18.9%